



平成 27 年 5 月 8 日

## 各 位

会社名	三菱重工業株式会社
代表者	取締役社長 宮永 俊一 (コード番号 7011)
上場取引所	東 名 福 札
問合せ責任者	グループ戦略推進室 広報部長 齊藤 啓介 (TEL 03-6716-3111)

## 役員に対する株式報酬制度の導入について

当社は、当社グループ全体の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社並びに当社の主要グループ会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下併せて「取締役等」という。）を対象とした新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを本日開催の取締役会にて決議いたしましたのでお知らせします。

なお、当社取締役に対する本制度の導入については、後日開催する取締役会において株主総会付議議案として決議した上で、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に提案する予定です。

- (注) 現在の当社の役員報酬は、基本報酬、業績連動型報酬、株式報酬型ストックオプションで構成されておりますが、本株主総会における株式報酬等議案の承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたします。
- (注) 主要なグループ会社における本制度の導入は、当該会社の株主総会で決議、承認を受けることを条件とします。

### 記

#### 1. 本制度の概要

- (1) 本制度は、取締役等に対して、毎年、役位や業績等に応じたポイント（以下「株式交付ポイント」という。）が付与され、原則として一定期間経過後に当該株式交付ポイント数に応じた当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。
  - (2) 本制度の導入にあたっては、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。  
なお、以下の各制度対象者に応じて、2つのB I P 信託を設定することとします。  
「B I P 信託 I」： 当社取締役  
「B I P 信託 II」： 当社執行役員および当社主要グループ会社の取締役および執行役員
  - (3) 取締役等に対して毎年の業績等に応じた当社株式等を、一定の据置期間経過後に交付等を行うことから、取締役等が中長期的な視点で株主の皆様と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。
- (注) B I P 信託の仕組みおよび本制度の具体的な内容につきましては、末尾の別紙 1 および別紙 2 をご参照下さい。

## 2. 本株主総会への提案内容

当社は本株主総会において、本制度の導入に関し、主に以下の事項を提案する予定です。これ以外の内容については、取締役会で定めます。

### (1) 当社がB I P信託Iに拠出する金銭の限度額

当社がB I P信託Iに拠出する金銭の限度額は、対象期間(※)毎に合計12億円として本株主総会において承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社がB I P信託Iに拠出できる信託金額はかかる上限に服することになります。

なお、信託期間の満了時において、追加信託を行うことによりB I P信託Iを継続する場合、連続する3事業年度毎に信託期間を延長し、当社は当該延長された対象期間毎に追加拠出を行います。ただし、当該追加拠出に際して、延長する前の信託期間の末日時点で信託財産内に残存する当社株式（既に付与された株式交付ポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、12億円の範囲内とします。

(※) 対象期間は、連続する3事業年度（当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度）の期間をいいます。

### (2) B I P信託Iを通じて当社取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

当社は、毎年、株式交付ポイントを当社の各取締役に付与しますが、各取締役に一事業年度あたりに付与される株式交付ポイントの合計数は、以下に記載する算定式により決定されます。

なお、B I P信託Iを通じて各取締役に交付等が行われる当社株式等の数は、株式交付ポイント1ポイントあたり、1株として決定されます。（※1）

また、当社取締役に付与する株式交付ポイントの総数は、一事業年度あたり500,000ポイントを上限として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合には、当社取締役に付与される株式交付ポイントはかかる上限に服することになります。

<一事業年度あたりに付与される株式交付ポイントの算定式>

株式交付ポイント=基準ポイント（※2）×業績係数（※3）

（※1）B I P信託Iに属する当社株式が株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、株式交付ポイント1ポイントに対応する当社株式の数をその比率等に応じて合理的な方法により調整します。

（※2）基準ポイントは各取締役の役位、職務執行の内容および責任等に応じて決定します。

（※3）業績係数は当社の業績、株式価値、その他の経営上または財務上の指標等に応じて決定します。

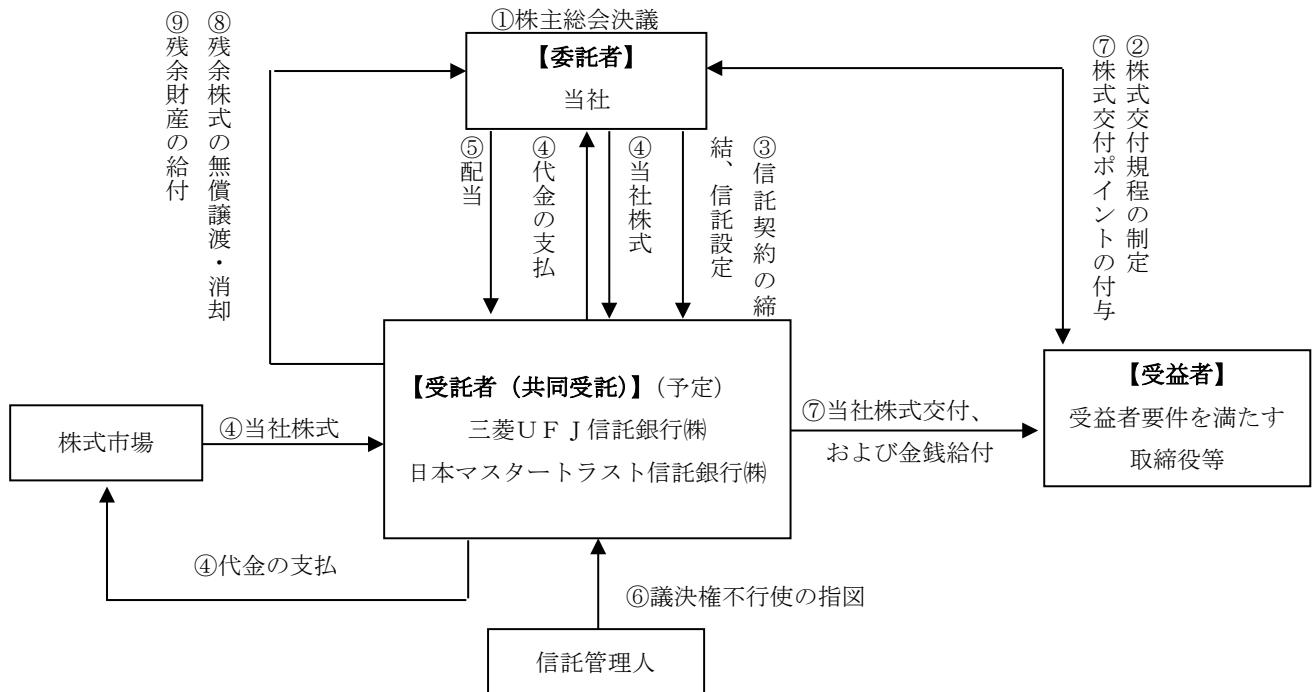
### (3) B I P信託Iによる当社取締役に対する当社株式等の交付等

受益者要件を充足した当社取締役に、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役等を退任する場合等は当該時点）、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該株式交付ポイントに対応する当社株式等の交付等を行います。

この場合、取締役は、当該株式交付ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株数は切り捨て）の交付を受け、また、残りの株式についてはB I P信託I内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の支給を受けることになります。

以上

## 【別紙1】BIP信託の仕組み



- ① 当社並びに当社の主要グループ会社（以下「各対象会社」という。）は、本制度の導入に関して、各対象会社の株主総会において、それぞれ承認決議を得ます。
  - ② 各対象会社は、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
  - ③ 当社は信託契約に基づき、受託者に対し、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を満たす当社取締役を受益者とする信託「B I P信託Ⅰ」を設定します。また、当社は当社執行役員の報酬の原資となる金銭と当社の主要グループ会社から拠出された金銭を合わせて信託し、受益者要件を満たす当社執行役員並びに主要グループ会社の取締役および執行役員を受益者とする信託「B I P信託Ⅱ」を設定します（以下「B I P信託Ⅰ」と「B I P信託Ⅱ」を併せて「本信託」という。）。  
また、当社は、信託期間の満了時において、追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、追加拠出される信託金は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
  - ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で本信託に拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。なお、「B I P信託Ⅱ」内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
  - ⑤ 本信託内の当社株式に対する剩余金の分配は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
  - ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
  - ⑦ 信託期間中、取締役等は、各対象会社の株式交付規程に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けます。また、取締役等は、原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役等を退任する場合は当該時点）に、かかる株式交付ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を受領します。
  - ⑧ 信託期間の満了時において、本信託を継続せず終了した結果残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。
  - ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 受益者への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

【別紙2】本制度の具体的な内容

		B I P信託I	B I P信託II
① 制度対象者	当社取締役	当社執行役員および当社主要グループ会社の取締役・執行役員	
	※下記⑧の信託期間中、新たに制度対象者となった者も含む。		
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）		
③ 信託目的	上記①の各制度対象者に対するインセンティブの付与		
④ 委託者	当社		
⑤ 受託者（予定）	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)		
⑥ 受益者	上記①の各制度対象者のうち受益者要件を満たす者 ※一定の非違行為があった者等は受益者要件を満たさない。		
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者		
⑧ 信託期間	平成27年8月27日（予定）～平成30年8月31日（予定） ※信託期間の満了時に追加信託によって信託期間を延長する可能性あり。		
⑨ 株式交付ポイントの算定方法	2.(2)に記載した「一事業年度あたりに付与される株式交付ポイントの算定期式」の通り。		
⑩ 当社株式の交付株式数・交付時期	原則として株式交付ポイントの付与から3年経過後に、株式交付ポイント1ポイントあたり1株の割合で当社株式等の交付等を行う。ただし、制度対象者が退任等によって制度対象者でなくなる場合には、当該時点での該制度対象者が保有する株式交付ポイント相当分の当社株式等の交付等を行う。		
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式		
⑫ 信託による株式の取得方法	当社（自己株式処分）または株式市場から取得 ※取得方法の詳細は株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示予定。		
⑬ 信託内株式の議決権行使方法	経営への中立性を確保する為、議決権は行使しないものとする。		